

○議長 大城真孝君

ただいまから令和２年第４回南部水道企業団議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長 大城真孝君

日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、１番金城隆雄議員、４番浦崎みゆき議員を指名します。

日程第２．会期の決定

○議長 大城真孝君

日程第２．会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日１日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日の１日間に決定しました。

日程第３．諸般の報告

○議長 大城真孝君

日程第３．諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第２３５条の２第３項の規定により、例月現金出納検査結果に関する報告がありましたので、写しをお手元に配布してあります。

朗読は省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告をお願いします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

諸般の報告を行います。１．理事会について。去る令和２年１２月１０日（木曜日）に企業団大会議室において令和２年第８回理事会を開催いたしました。付議事項については、次のとおりとなっています。

（１）付議事項。１２月議会定例会への提出議案。令和２年度南部水道企業団水道事業会計補正

予算（第2号）についてでございます。

次に報告事項について。入札結果でございますが、この表のとおりとなっておりますので、お目通し下さい。

2番目の流量計及び減圧弁設置工事につきましては、1回目が不調になって、2回目もまた不調になっております。下の方に書いてあるのが流量計及び減圧弁設置工事は、9月24日の入札において不調となったことから2回目の入札を10月12日に行いましたが、指名11業者中10業者が辞退し、再び入札不調となり、残る1業者の有限会社兼城設備工業と749万1,000円で随意契約を行っております。

次に3番の配水管移設工事でございますが、これも10月27日に入札を行いましたが不調になっていまして、下の方に書いてございますが、11業者中10業者が辞退した為、入札不調となったと、再度、指名審査を行い11月17日に2回目の入札にて落札したというふうなことでなっております。以上、入札結果について報告を終わります。

次に、摩文仁浄水場施設見学の受け入れについてでございます。摩文仁浄水場にて、10月15日（木曜日）に糸満市立喜屋武小学校4年生の児童11名と引率の先生1名の施設見学を受け入れました。生徒の皆様が、浄水場のしくみや、水道事業における安全な水質管理が行われていることを学習していただきました。

また、10月23日（金曜日）にも糸満市立兼城小学校4年生の児童127名と引率の先生5名の施設見学を受け入れ、活発な質問に答え、良い学習の機会を与えられることが出来ました。

次、その他でございますが、（1）企業団庁舎隣接地の取得について。これにつきましては、八重瀬町土木建設課との協議の中で、取得に係る土地は市街化調整区域であり、開発の許可申請が必要になる場合もあることから、県とも協議を行うよう助言をいただきました。

次のページ、沖縄県土木建築部建築指導課との協議で、「貴団については、都市計画法第29条第3号及び、都市計画法施行令第21条第26号に該当するとして、隣接地の取得にあたり、開発許可申請については、不要」と判断されております。

今後は、本定例会において、不動産鑑定評価の補正予算可決後、鑑定評価額をもとに、土地の取得に向けて、すすめていきたいと考えております。

（2）次期企業長の推薦について。次期企業長の選出については、構成団体の輪番制となっていることから、南風原町長に推薦を一任し、次期開催の理事会において、理事承認をいただくことになっております。以上でございます。

○議長 大城真孝君

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4．一般質問

○議長 大城真孝君

日程第4．一般質問を行います。

それでは、通告書のとおり発言を許します。5番大城毅議員の発言を許します。

○5番 大城毅君

おはようございます。それでは一般質問を行います。

まず、1番目に給与問題についてということで、(1)給与問題について、不適切な支給が行われた原因は「企業団全体が給与事務に関する理解、条例規則の認識不足」があったということとして、認識は同じですか。

(2)責任の取り方については「最終的な清算処理」だと答弁がありました。認識は変わりませんか。

(3)琉球新報のweb版、2018年9月4日によれば、取材に対し当時の企業長は「まずは給与の是正が先」として当時時点で原因究明はなされていません。先の(1)で答弁していることから解決済みであり、報告も十分というのが前回の企業長の答弁だったかと思いますが、そういうことで間違いはないか改めて確認をいたします。

(4)説明責任は果たされたとの認識か。これも前回と同じ質問でございます。

それから大きい2番目として、1とも関連はするわけですが、企業団の説明責任は果たされているか。一般論で聞いております。

(1)南風原町在住の方から企業長に対し、説明の申し入れがあり、企業団はこれを行いませんでした。理由は何ですか。

(2)企業団は求めがあっても説明しないということになっているのでしょうかというのが2点目です。

3点目、先程、企業長報告にもありましたが、隣地の購入の件です。これはおそらく次の補正予算でも提案されることではありますが、先に聞いておきたいと思います。予定している面積についてと、それからどの程度の金額を想定しているか。

それから(3)イベント時や災害時の必要性があるというふうな説明が前回の企業長報告でありましたが、優先順位の上ではもちろんそういうことでなされている提案ではあると思うんですが、改めてその優先順位について確認したいと思います。以上、よろしくお願いいたします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

それでは、お答えします。給与問題について、(1)給与問題について、不適切な支給が行われた原因は「企業団全体が給与事務に関する理解、条例規則の認識不足」としているが、認識はかわらないかということでございますが、企業団広報紙 清ら水だより2020年9月号の「職員給与問題について」で説明しているとおり、給与問題が生じたのは、条例や規則の誤った解釈や運用が原因であり、そのようなことに繋がったのは、関係部局との連携、相談できる体制が整えられてい

なかったことと、必要な情報等が共有されていなかったことが原因であると思っております。

次に（２）責任の取り方、「最終的な清算処理」だと答弁があったが、認識はかわらないか。これにつきましては、給与問題で残されている処理すべき事項は、給与問題の説明責任と過払い、未払いの清算であると思っております。説明責任については、先程申し上げました清ら水だよりの２０２０年９月号で説明を終えており、残っているのは、過払い、未払いの清算であると思っております。

次に（３）琉球新報のweb版、２０１８年９月４日によれば、取材に対し当時の企業長は「まずは給与の是正が先」として当時時点で原因究明はされていない。（１）で答弁しているから解決済み、報告も十分ということで間違いないか。

先程説明したとおりでございまして、給与問題について、広報紙等で今後、再び説明する予定はございません。

（４）説明責任は果たされたとの認識かということでございますが、先程、説明したとおりであり、給与問題について広報紙等で今後、再び説明する予定はございません。

次に２、企業団の説明責任は果たされているかということで、（１）南風原町在住の方から、企業長に対し、説明の申し入れがあり、企業団は拒否した。理由は何かということでございますが、企業団議会は、南風原町、八重瀬町の議会の議員を代表する議員で構成されております。今回の申し入れは、企業団への派遣議員ではない議員からの申し入れであったため、企業団議会に対する越権行為にあたるのではないかと危惧をしてお断りをしております。

次、（２）企業団は求めがあっても説明しないという決まりがあるのか。説明を求められて、説明をしないという決まりはありません。むしろ説明すべきであると思っております。

ただ、今回の給与問題については、広報紙及びホームページで説明しており、改めて説明する必要はないものと思っております。

次に、３、庁舎隣接購入の件、予定する面積は。災害発生時を想定し、応援事業体の車両及び応急給水資機材、または仮施設等のスペースの確保・整備が必要なことから、企業団の庁舎隣接地である八重瀬町字東風平波平原１４７２番３、地積が１，３４６㎡（４０７坪）を取得したいと考えております。

どの程度の金額を想定しているか。金額につきましては、不動産鑑定評価の評価額をもとに、これから地主の方と取得交渉をしていきたいと考えております。

次に、イベント時や災害時との説明はあったが、優先順位は妥当か。今回の土地購入については、地主より、企業団と賃貸借契約をしている土地を売却したい旨のお話があり、その際に、企業団に購入の意思がなければ、他の買い手に売却するということでした。

現状として、イベント時や入札時、研修会等を催す際には、現在の職員駐車場を併用して活用しておりますが、災害等が発生し水道施設が被災した場合には、施設の応急復旧や給水活動にあたるため、企業団事務所が対策の拠点となります。

応急給水資機材の保管場所や、仮施設または県内外からの応援事業体車両スペースの確保など、応急復旧等の活動をするうえで、庁舎隣接地の土地は必要な場所であると考えております。以上でございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城 毅君

ご答弁有難うございました。前回と基本的に変わらない給与問題についてのやり取りでございまして、（２）についてまず再質問したいと思います。

私は、金銭的な処理、多く払った分を返してもらうとか、足りなかった分はお支払いするということについては、こういった誤った事務処理した後の処理としては当然のことで、むしろ最低限度の事務処理であって、全容解明して、もし責任があるものであれば、それ相応の処分をして、そして今後絶対に問題を起こさない。そういう仕組みを作ることが責任者のやるべきことだろうと思っています。

そのためにも徹底した報告書でもって、例えば第三者が報告書を見ても、こういったことがあって、こんなことが問題で、ここをこういうふうにするようにしたんだなということがわかるような報告書というか、そういった分析が必要だろうという立場で、私、今回質問をしておりますが、そういったことについてはいかがですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

先程申し上げました清ら水だよりの報告の中に原因と、こういった現象が行ったのかということと、今後こういうことが起こらないようにというふうなことで、具体的に述べております。

いま議員のおっしゃられた、どういうふうな形にするかというのは、その中にすべて入っていると私は認識しておりますので、これ以上の報告はないというふうに考えております。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城 毅君

ちょっと項目は順を追ってということにはならないかもしれませんが、（３）については、文書をコピーして皆さんにお届けしようかと思ったんですが、準備できていませんので、ちょっと議論しづらいところもあるかもしれませんが、この中では前企業長のことになると思うんですが、記者とのやり取りの中での報道によると、まずは給与の是正を先にやるんだということで、その次にやる必要があるというふうに読めるわけですね。

そういった点で、当時の企業団の認識としては、これに終わらないという認識があったかと思うんですが、前回から今回、いままでのやり取りからしますと、先程言った回収すべきものは回収し、足りないものは支払う、そのことで終わりにしたと、説明責任は、この間の広報に書いてあることで十分という考えですから、その点がちょっと私はくい違っているなというふうに思っているんですが、このことについてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（１０時３２分）

再開（１０時３２分）

再開します。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

ですから、是正するのが先だということで、平成２９年に給与の是正を先にやっております。

その後にいま言った説明責任、是正後の未払い、過払いの清算というふうな業務があったわけですが、それを先程説明したとおり、説明責任は広報でちゃんとやりましたよと。未払い、過払いの清算も今年の４月から現在やっていますということでございます。

○議長 大城真孝君 ５番 大城毅議員。

○５番 大城 毅君

なかなか平行線な感じがするんですけども、（４）について改めてお聞きします。議会に対しても改めての報告というのは、清ら水だよりの記載内容と同じということでした。

理事会に対してもそうすると同じなんだろうと思いはするけれども、改めて理事会にはどういうふうに最終報告としてやられたのか、お聞かせ下さい。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

これは清ら水だよりで説明する前に、両理事にお会いしまして、こういう内容で説明責任を果たしたいというふうなことで説明を申し上げております。以上です。

○議長 大城真孝君 ５番 大城毅議員。

○５番 大城 毅君

わかりましたというか、理解したということではなくて、そういうお答えがあったというのは承りました。

それとここはまた同じことを聞くことになるのかな。発生、そして発覚の経緯、解決の経緯（アドバイザー会議の提言なども含めて）そして労働組合との協議など、原因再発防止の具体的方法など、全容解明をして先程と同じですけれども、第三者がこれを読んでもどんなことがあって、こんなふうに解決したんだなというふうなことがわかるように、その検証に耐えうるものにしてこそ、そうでなければ、今後の教訓として再発防止にならないんじゃないかと。あの文章で概要は確かに示されないとは言いませんけれども、企業団、常に両町民の皆さんに安全な水を安く供給するという点で頑張っていらっしゃるというのはわかるわけですけども、その行っていく業務の改善という点では、そういうふうにしないと繋がらないんじゃないのかなというふうに思っていますが、これは質問はたぶん同じでしょうから省略します。

(2)については、派遣議員ではないので、ここの議会の越権行為になるんじゃないかということでお断りをしたということですが、たまたま議員であったわけですが、南風原、八重瀬いずれかの町民であるわけです。

これは議員として捉えるのはそれはそれで結構けども、その前に町民ですから、町民に説明を求められて、議会議員であるからということでお断りになられたということですが、これが仮に議員でない町民であったらどういう対応になりますか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

その次の質問の中で説明しないという決まりがあるのかということで、一般の町民でございましたら、ちゃんと広報紙、ホームページで説明していますので、それに代わるというふうに私は考えております。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城 毅君

仮の話はまた答えられないと言われたらそれまでなんだけど、町民の方が時間を調整して、こっちに來られて担当課長、できたら企業長も、当然、事前に企業長とやり取りした上ですけれども、そういうことがあった場合には、清ら水で説明しているとおりでございますと、こういうふうな説明になる。質問に対しては答えられるようになりますか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

私が申し上げたいのは、いちいち町民の方々から質問を受けて答えるというふうなことを避けるために広報紙 清ら水だよりでちゃんと説明しているということでございます。

ですから、それ以上の質問についてはちゃんとそれを読んで下さいというふうな形になるというふうに認識しております。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城 毅君

いま例えば一人のある町民というふうに申し上げましたけれども、これも仮になるんだけれども、いずれかの町村の課長に区長会が説明を聞きたいということで来ても同じような対応です。

あるいは両町の例えば区長会と一緒に来て、企業団に詳しく聞きたいということでやってきても同じになりますか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

いまお答えしたとおり、全く同じになると思います。そのために広報誌、ホームページ等で私共は説明をしているというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城 毅君

清ら水だよりに書いてあることの内容までしか申し上げられないと、詳しい日時経過、そういったことも含めてできないというふうになっちゃうんでしょうか。読んだら読んだなりにもっと聞きたいということが出てくるのは、これは当たり前のことだと思うんですね。

いまの範囲だと、とにかくこれを読んでくれと、それしか答えられないということなんでしょうか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

この清ら水だよりを読んでいただければわかると思いますが、過去にこの給与問題について具体的に飛び級とか、いついつこういったことがありましたと、これの原因は条例や規則の誤った解釈や運用によるものですよ、と経緯も書いています。

そういったことによって生じた未払い、過払いについては、もう清算は始めています。今後、こういったことがないように、これは対策です。ここにも書いてございますが、関係機関との連携、あるいは情報の共有がなかったわけです。こういった問題が起こったということは、企業団内だけの解釈で全部やってきたものだから、こういった誤りがあったと。今後はそれがないように、こういった連携とか、情報の共有を行っていくというふうに具体的に今後のことについても述べておりますので、これ以上の説明は私は必要ないんじゃないかというふうに思っております。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城 毅君

私なりに今日のご答弁はどこかで説明をするということでございましたけれども、広報に出してあるだけですべてなんだというふうな説明、そこまでなんだというふうになると、やはり説明できてない、しないというふうなことで受け取るのが大半なんではないのかなと思います。

ある場所である方は説明できないようないまの企業団であれば、公共団体としては失格なんじゃないかと、県内の他の市町村では、それぞれで水道行政やっているわけです。そういった方法も検討する必要あるんじゃないのかなというふうにその方は認識するというところでござっていましたが、そういうことについては企業長はどういうふうにお考えになりますか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

給与問題についていま申し上げているんですけど、その他についても水道料金についてとか、あるいは給水申し込みについてとか、いろんな疑問点とか、他のところとは違うんじゃないかなというふうな質問があれば、当然いま言ったように我々の方から説明していきますよということです。

いま現在、給与問題の話ですから、給与問題については、先程申し上げましたように、本当に具体的にどういったことがあったのかということを中心に述べています。これの原因は何だったかということについては述べています。これの清算についてもこういうふうな清算をしましたと。

今後どうするかということも、先程言ったように関係部局との連携を密にして、情報を共有して、

こういった誤りがあったという事実、そういった連携が十分できてなかったからだ、というなことで、今後こういうことがないようにやりますというふうにちゃんと書いてあります。

ですから、議員がおっしゃるように、これ以上、何を説明してほしいのかというのが私は理解できないわけです。これで十分だというふうに考えております。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城 毅君

この件については、あまり前進ありませんから終わります。

あと3番目の隣地の購入の件についてもお答弁いただきました。必要性和金額については、鑑定評価を見ないともちろんわかりませんということでした。そのとおりではあるんですが、ちゃんとした鑑定評価は当然必要だけど、一つの目安として、この庁舎10年ちょっとですか、正確にはわかりませんが、土地も購入されて建築されたと思っています。

そのときの用地の価格がどうだったのか、あるいは一般論として大体いくらぐらいかなと日常立ち話で出るわけですよ。実際、また交渉入ればいろいろ変わるわけですけども、この用地、いま建っている庁舎の用地の価格がどうだったのかということについて、そしてその単価を出して掛ける面積もありましたので、面積を出してみたら、大体それが一つの目安で、そのときの情勢であって、現時点はまたいろいろな情勢が変わっているわけだから、当然それはそうなるということは当然前提として、その当時はいくらだったのかということについて教えていただけませんか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

この企業団の庁舎が建っている用地を取得した当時の単価でございますが、1平米当たり9,100円、坪に直しますと3万3,083円というふうな価格になっております。

これ掛けるいくらというのは出しておりません。要するに、当時、購入した価格は、この価格ですよということでございます。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（10時33分）

再開（10時34分）

再開します。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

当時は畑になっております。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（10時46分）

再開（１０時４７分）

再開します。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

当時の単価9,100円に隣接地の面積1,346を掛けますと、1,224万8,600円となります。

○議長 大城真孝君 ５番 大城毅議員。

○５番 大城 毅君

有難うございました。あとはまた議案が提案されますので、その中でやった方がいいのかなと思います。終わります。

○議長 大城真孝君

これで一般質問は終わります。

日程第５．議案第８号

令和２年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第２号）

○議長 大城真孝君

日程第５．議案第８号・令和２年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第２号）を議題いたします。企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

議案第８号

令和２年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第２号）

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２４条第２項の規定により、別紙のとおり提出しますので議会の議決を求めます。

令和２年１２月２２日提出

南部水道企業団企業長 多和田 眞次

内容等詳細については、次長から説明させたいと思います。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

私の方からご説明します。次のページをお開き下さい。

令和２年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

第１条 令和２年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条 令和２年度南部水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた

収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入及び支出（第3条予算）収入において、第1款水道事業収益は、既決予定額17億7,895万3,000円に補正予定額70万4,000円を加えた額17億7,965万7,000円の予算としております。

第1項営業収益及び第2項営業外収益の補正予算はございません。

第3項特別利益は、既決予定額292万1,000円に補正予定額70万4,000円を加えた額、362万5,000円の予算としております。

詳細につきましては、次の3ページの令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予算実施計画の収益的収入及び支出（第3条予算）収入において、第3目その他特別利益を既決予定額34万円に補正予定額70万4,000円を加えた額104万4,000円の予算としております。

理由としましては、備考欄にて水道施設損失補償金に南風原町区画整理課発注の南風原町字照屋地区及び字津嘉山地区の下水道工事に伴う給水管切替等の工事費を照屋地区から51万7,000円、津嘉山地区から18万7,000円を収入するものです。

また、2ページに戻りまして、支出においてご説明します。第1款水道事業費用は、既決予定額17億5,909万9,000円に補正予定額61万6,000円を加えた額17億5,971万5,000円の予算としております。

第1項営業費用は、既決予定額16億8,861万7,000円に補正予定額61万6,000円を加えた額16億8,923万3,000円の予算としております。

なお、第2項営業外費用、第3項特別損失、第4項予備費の補正予算はございません。

詳細は、3ページ捲っていただきまして、3ページの支出において、第4目総係費を既決予定額2億9,703万1,000円に補正予定額61万6,000円を加えた額2億9,764万7,000円の予算としております。

理由としましては、備考欄にて委託料、その他委託料から不動産鑑定評価業務としまして、企業団庁舎隣接地に38万6,000円、旧宮平ポンプ場管理道路に23万円を計上しました。

企業団庁舎隣接地につきましては、企業長諸般の報告及び一般質問にて説明したとおりでございます。

旧宮平ポンプ場管理道路につきましては、遊休施設の土地を隣接地の沖縄中央育成園様から購入依頼に基づくものでございます。場所等は、別途お手元の資料をお目通しいただければと思います。

次に、会費負担金からの説明をお手元の説明資料を先に読み上げますので、ご準備していただきたいと思います。

こちらの方のタイトルは、会計科目の変更についてということになっております。読み上げます。令和元年度決算整理時に会計システム業者より、「本来あるべき予算科目に計上されていないという」指摘を受けました。

その内容としましては、本来、会計負担金とは、関係団体の会費負担金であり、企業団が予算計上している会費負担金の中の沖縄県市町村総合事務組合負担金、沖縄県市町村職員互助会負担金及びその他負担金のうち、公務災害補償等負担金（非常勤）については、流用禁止項目である退職手

当組合負担金と法定福利費（どちらも職員給与費）へ予算を補正しなければならないことから、全額補正減したうえで、それぞれ適正な予算科目としまして、退職手当組合負担金へ1,977万6,000円。そして沖縄県市町村職員互助会負担金49万4,000円と、公務災害補償等負担金（非常勤）に1万8,000円を、法定福祉費へ全額補正増するものでございます。

以下、それぞれに対応する科目の変更を表示しております。お目通しいただければと思います。

以上の理由からまた本文3ページに戻りまして、会費負担金、沖縄県市町村総合事務組合負担金へ1,977万6,000円減額、4ページ捲っていただきまして、沖縄県市町村職員互助会負担金を49万4,000円減額、その他負担金から公務災害補償等負担金（非常勤）を1万8,000円減額し、退職手当組合負担金に退職手当組合負担金1,977万6,000円増額、法定福利費、沖縄県市町村職員互助会負担金49万4,000円増額、公務災害補償等負担金（非常勤）1万8,000円増額した補正予算としております。

以上のことから当年度の純利益は、補正予算第1号、これは9月定例会でございましたが、1,459万8,000円より2万2,000円増収の1,462万円を見込んでおります。

次に2ページの収益的収入及び支出（4条予算）でございますが、そちらの方の収入についてご説明いたします。

第1款水道事業収益は、既決予定額886万3,000円に補正予定額64万6,000円を加えた額950万9,000円の予算としております。

第1項企業債及び第3項固定資産売却代金の補正予算はございませんが、第2項その他資本収入は、既決予定額886万1,000円に補正予定額64万6,000円を加えた額950万7,000円の予算としております。

詳細は4ページ捲っていただきまして、4ページの資本的収入及び支出（第4条予算）収入におきまして、第2目寄附及び負担金を既決予定額886万1,000円に補正予定額64万6,000円を加えた額950万7,000円の予算としております。

理由としましては、備考欄にて寄附及び負担金、工事負担金に南風原町区画下水道課発注の南風原町字照屋地区及び字津嘉山地区の下水道工事に伴う配水管移設補償費を照屋地区から34万1,000円、津嘉山地区から30万5,000円の収入するものでございます。

お手元に南風原町役場区画下水道課との補償事業内容及び位置図をお配りしておりますので、お目通ししていただければと思います。

また再度2ページの中段に戻りますが、こちらの第3条でございます。第3条は、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,834万3,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,769万7,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金1億4,343万4,000円」を「過年度分損益勘定留保資金1億4,278万8,000円」に改めまして、こちらに表示はしてないんですけれども、補正予算第1号で減債積立金1億620万8,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額870万6,000円を加えた額で資本的収入及び支出の予定額を次のと

おり補正することとしております。

最後に下段の第4条でございますが、こちらの方は予算第6条第1号に定めた経費の金額を次のように改めるとありますのは、先程の会費負担金を流用し、禁止項目である職員給与費に予算科目を変更したことにより職員給与費を既決予定額2億779万円に補正予定額2,028万8,000円を加えた額2億2,807万8,000円に修正しました。以上で、私からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

休憩します。

休憩（10時17分）

再開（10時18分）

再開します。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城 毅君

朝もこちらを拝見したんですけれども、職員皆さんの車でしょうか、結構いっぱいしているなという感じがしました。それをこういった場合に活用したいということで、入札時だとか、イベント、研修会などの場合ということで、災害はいつどの程度のものが、これは誰も予想できませんので、こういった災害以外で活用するという機会は年にどのぐらいとみておられますか。

○議長 大城真孝君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

お答えいたします。まずは4月に入りますと入札の際に、こちらの来客用の駐車場に入りきれない場合には職員駐車場も提供して活用していただいています。6月には水道週間があるものですから、その際には親子バスツアーを企画いたしまして、その際にはバス3台ほどで現場の方にお連れするんですけれども、その際にもやはり隣の駐車場を併用して活用する場合がございます。

それ以外ですと、日本水道協会が今年令和2年度、技術研修会が企業団で企画予定だったんですけれども、コロナ禍の中で、今回は催すことができませんでした。年間にいま言ったような件数がございます。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城 毅君

いまの入札は先程の企業長報告でもありましたように行われていると思いますけれども、すみません、回数とかで言えますか。何日ぐらいとか。そこもし言えるのであれば、お願いします。

○議長 大城真孝君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

お答えいたします。入札で言いますと、年間１５件ぐらいであります。水道週間のイベントについては、年に１回でございます。研修会等で言いますと、今年は当企業団が当番としてあたったんですけれども、それ以外は近隣の市町村持ち回りということになります。以上です。

○議長 大城真孝君

他に質疑ありませんか。なければ進めます。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第８号・令和２年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第２号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

起立全員です。したがって、議案第８号・令和２年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第３９条の規定により令和２年第４回南部水道企業団定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和２年第４回南部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 大城 真孝

署名議員（議席番号１番）金城 隆雄

署名議員（議席番号４番）浦崎 みゆき